

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月5日発行  
Vol.406

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

5/25 土・26 日

南相馬市HP「みなみそうまとピックス」から

## 南相馬のまおい夢気球プロジェクト

復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」が、相馬野馬追のメイン会場の雲雀ヶ原祭場地で開催されました。



© City of Minamisoma

2ページをご覧ください。

### 目次

#### ●「みなみそうまとピックス」から

- ・南相馬のまおい夢気球プロジェクト ----- 2
- ・野馬追の里  
キャンペーンスタッフ決定----- 2

#### ●被災自治体News

- 南相馬市----- 3
- 浪江町 ----- 9
- 双葉町 ----- 10

#### ●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について----- 12
- ・大熊町の居住制限区域および避難指示解除準備区域の避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害および一時立入にともなう移動費用の賠償対象期間に係るお取扱いについて ----- 12

#### ●交流ルームひばり通信

- ・6月の「ひばり」 ----- 16

5/25(土)・26(日)

## 南相馬のまおい夢気球プロジェクト

復興支援熱気球イベント「のまおい夢気球プロジェクト」が、相馬野馬追のメイン会場の雲雀ヶ原祭場地で開催されました。

初日の25日夕方は、熱気球を点灯するライトアップショーが行われ、参加者の掛け声に合わせて熱気球が点灯されました。

最終日の26日朝には、体験搭乗が行われました。参加者は熱気球のバスケットから、眼下に広がる南相馬の町の風景を楽しんでいました。



5/28(火)

## 野馬追の里キャンペーンスタッフ決定

相馬野馬追・南相馬を全国に発信する「2019野馬追の里キャンペーンスタッフ」の発表会が市内のホテルで開かれ、5人のキャンペーンスタッフのうち4人が袴に陣羽織姿で登場し、今後の活動に向けた抱負などを披露しました。

選ばれたのは、2年連続で務める鈴木美咲さんと、新たに選ばれた北原槇畝さん、栗原美紀さん、酒井郁美さん、高野遥さんの計5人です。

スタッフは相馬野馬追にちなんだ陣羽織の衣装がトレードマークで、この日から約1年間、市内外の催しなどで相馬野馬追や南相馬の魅力を発信します。



© City of Minamisoma



## 南相馬市からのお知らせ

### 市営住宅入居者募集（6月分）

6月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。

入居資格や申し込み方法などについて詳細を確認の上、お申し込みください。

申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。

#### 入居日

7月1日（月）

#### 公募期限

**6月14日（金）** ※申し込み受け付けは、土・日曜日、祝日を除く。

#### 入居者を公募する市営住宅

##### ●優先世帯の住宅

| No. | 区  | 住宅名   | 部屋番号     | 階数 | 間取り | 築年数 | 家賃月額(円)       | 駐車場 |
|-----|----|-------|----------|----|-----|-----|---------------|-----|
| 1   | 原町 | 北長野団地 | 3号棟105号室 | 1階 | 2DK | 24年 | 15,700~30,900 | あり  |

##### ●一般世帯の住宅

| No. | 区  | 住宅名   | 部屋番号     | 階数   | 間取り | 築年数 | 家賃月額(円)       | 駐車場 |
|-----|----|-------|----------|------|-----|-----|---------------|-----|
| 1   | 小高 | 万ヶ迫団地 | 1-1号室    | 1・2階 | 3DK | 15年 | 16,300~32,100 | あり  |
| 2   | 小高 | 万ヶ迫団地 | 27-2号室   | 1・2階 | 3DK | 9年  | 17,300~34,100 | なし  |
| 3   | 原町 | 仲町団地  | 2号棟304号室 | 3階   | 3K  | 45年 | 8,700~16,500  | あり  |
| 4   | 原町 | 仲町団地  | 2号棟408号室 | 4階   | 3K  | 45年 | 8,700~16,500  | あり  |
| 5   | 原町 | 国見町団地 | 1号棟401号室 | 4階   | 3K  | 37年 | 14,400~28,200 | あり  |
| 6   | 原町 | 国見町団地 | 2号棟207号室 | 2階   | 3K  | 35年 | 14,800~29,100 | あり  |
| 7   | 原町 | 北長野団地 | 2号棟303号室 | 3階   | 3DK | 25年 | 18,200~35,700 | あり  |

- ・優先世帯とは、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人または心身障がい者などの世帯です。
- ・優先世帯以外の方は「優先世帯の住宅」に申し込みができません。
- ・住宅の入居基準は、「一般世帯の住宅」と同様です。
- ・詳細は、市営住宅公募要項（市公式ウェブサイトからダウンロードできます）をご覧ください。

問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

## 災害公営住宅入居者募集（6月分）

6月1日HP更新

市で整備した災害公営住宅に、東日本大震災の影響で家屋が全壊および半壊以上の判定を受け解体した方、さらに原子力災害により避難し家屋を解体した方を対象として、空き住戸への入居者を募集します。

## 募集住宅

## 《小高区》

| No. | 住宅名  | 部屋番号 | 階数 | 間取り | 築年数 | 家賃月額(円)       | 駐車場 |
|-----|------|------|----|-----|-----|---------------|-----|
| 1   | 東町団地 | 14号室 | 1階 | 2DK | 4年  | 16,500~43,900 | あり  |

## 《鹿島区》

| No. | 住宅名     | 部屋番号     | 階数   | 間取り | 築年数 | 家賃月額(円)       | 駐車場      |
|-----|---------|----------|------|-----|-----|---------------|----------|
| 2   | 西町団地    | 4号棟202号室 | 2・3階 | 4DK | 6年  | 23,400~62,200 | あり       |
| 3   | 西川原団地   | 28号室     | 1・2階 | 3DK | 6年  | 22,100~58,500 | あり       |
| 4   | 西川原第二団地 | 3号棟102号室 | 1階   | 2DK | 4年  | 15,400~40,800 | 1,000円/月 |
| 5   | 西川原第二団地 | 3号棟203号室 | 2階   | 3DK | 4年  | 18,400~48,900 | 1,000円/月 |

## 《原町区》

| No. | 住宅名   | 部屋番号  | 階数 | 間取り | 築年数 | 家賃月額(円)       | 駐車場      |
|-----|-------|-------|----|-----|-----|---------------|----------|
| 6   | 大町西団地 | 103号室 | 1階 | 2DK | 5年  | 18,200~48,200 | 1,000円/月 |
| 7   | 大町東団地 | 407号室 | 4階 | 2DK | 6年  | 18,000~47,600 | 1,000円/月 |

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

## 申し込み資格

震災時点(平成23年3月11日)で南相馬市内に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- (1) 東日本大震災で住宅が全壊した方または住宅が半壊以上で家屋を解体もしくは解体が確実な方
- (2) 福島第一原子力発電所事故によって避難指示を受けた方で、家屋を解体もしくは解体が確実な方

※ ただし、以下の条件に当てはまる場合は申し込みできません。

- 税または公営住宅の家賃の滞納がある。
- 世帯員に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員がいる。

応募多数の場合は公開抽選会で入居決定しますが、申し込み資格(1)の方を優先します。

## 入居日

7月1日(月)

次ページへ続きます 

## 申込期限

**6月14日(金)** ※郵送の場合は当日必着

## 申し込み方法

- 市役所各申込窓口へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市役所各申込窓口で配布しています。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 添付書類

- 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- 所得証明書（入居希望者全員分）
- 納税証明書（入居希望者全員分）※完納証明書でも可
- その他下記の書類
  - ・ 申し込み資格(1)の方：全壊の方は災証明書の写し、半壊以上の方は災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
  - ・ 申し込み資格(2)の方：家屋の解体証明書か解体申出書の写し

## 市役所申込窓口

南相馬市役所 建築住宅課 午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝日を除く）

## 【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係 **TEL 0244-24-5253**

みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [5/31～6/7]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 平成31年度 第72回相馬野馬追振興 春季競馬大会 [27分]
3. かしまの春まつり セデッテかしま4周年記念感謝祭  
万葉の里 かしま春まつり [13分]
4. きぼうの桜 植樹式 千年の津波から千年の桜が守ってくれる [7分]
5. 相馬野馬追記念切手 販売開始! [6分]
6. 南相馬市民の歌 [4分]
7. リクエストアワーのお知らせ [1分]



みつーまーくん

## プレミアム商品券の購入申し込み受け付けを開始しました

6月1日HP更新

南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会では、南相馬市の経済の活性化と事業者ならびに市民の帰還の促進を目的として、お得な50%のプレミアム付き商品券を発行します。

## 販売額および発行内容

販売額 1冊 10,000円（額面 15,000円 1,000円券×15枚つづり）

| 券の種類                              | 1枚の金額  | 枚数 | 額面額    |
|-----------------------------------|--------|----|--------|
| 全取扱店で使用できる共通券                     | 1,000円 | 8枚 | 8,000円 |
| 中小取扱店（小売業では売場面積500㎡未満）のみで使用できる専用券 | 1,000円 | 7枚 | 7,000円 |

## 販売冊数

105,000冊

## 購入限度

1人5冊まで



## 購入対象者

平成31年4月1日現在、南相馬市に住民登録のある方

## 購入申込期限

6月26日(水)

## 販売(引換)期間

8月3日(土)～8月29日(木) 午前10時～午後5時

※ 8月10日(土)～8月18日(日)、8月24日(土)、25日(日)を除く。

## 利用期間

8月3日(土)～令和2年1月13日(月・祝)

## 利用店舗

事前登録した市内取り扱い店

取り扱い店の一覧は、広報みなみそうま6月15日号全戸配布チラシ、および、6月15日頃南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券専用ホームページで公表する予定です。  
※ 利用店舗には、共通券または専用券が使える店舗かどうか識別できるステッカーを表示します。

次ページへ続きます 

**購入予約申込方法**

購入対象者の世帯主宛に購入申込案内および申込書を郵送しますので、詳細を確認のうえ、申込書に購入希望冊数・場所などを記入し、郵送してください（切手は不要です）。

**購入予約申込期限**

6月26日(水) 当日消印有効

購入申込書は5月31日(金)までに発送しました。もし、6月5日(水)までに購入申込書が届かない場合は、コールセンターへお問い合わせください。

**購入方法**

商品券は、購入申込後に個人宛郵送される購入者(代理者)証明書および現金と引き換えに購入できます。

ただし、申し込み希望冊数が商品券発行予定冊数を超えた場合は、抽選(申込者全員を当選とし、希望冊数の多い方から減冊する作業)を行います。

**支払い方法**

現金販売のみ

**販売(引換)場所****(1)重点販売(引換)期間**

8月3日(土)～8月9日(金) 午前10時～午後5時

| 販売(引換)場所             | 所在地            |
|----------------------|----------------|
| 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」   | 小高区本町二丁目89番地の1 |
| 万葉ふれあいセンター           | 鹿島区寺内仰田22番地    |
| 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」 | 原町区小川町322番地の1  |
| 南相馬市スポーツセンター         | 原町区桜井町二丁目200番地 |

**(2)通常販売(引換)期間**

8月19日(月)～8月29日(木) 土日を除く 午前10時～午後5時

| 販売(引換)場所 | 所在地           |
|----------|---------------|
| 小高商工会    | 小高区本町一丁目44番地  |
| 鹿島商工会    | 鹿島区鹿島字町39番地   |
| 原町商工会議所  | 原町区橋本町一丁目35番地 |

次ページへ続きます 

**利用対象外商品 ・ サービス等**

以下のものには商品券を利用できません。

1. 国や地方公共団体への支払いならびに公共料金（電気・ガス・水道など）の支払い
2. 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
3. たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
4. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品などの購入
5. 土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料などの不動産に係る支払い
6. 現金との換金、金融機関への預け入れ
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
8. 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
9. その他、実行委員会が特に指定するもの

**【問い合わせ】**

南相馬市プレミアム商品券購入申込コールセンター

 0120-993-541

**・ 受付内容**

商品券の購入申し込みに関する問い合わせ

（購入申込書が届かないとき、購入希望冊数の変更・修正など）

**・ 受け付け期間**

6月3日(月)～7月3日(水) 平日のみ

午前9時30分～午後5時30分

**【南相馬市 事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会】**

南相馬市商工労政課（事務局） **TEL** 0244-24-5264

小高商工会 **TEL** 0244-32-0300

鹿島商工会 **TEL** 0244-46-2250

原町商店連合会 **TEL** 0244-24-1150

原町商工会議所 **TEL** 0244-22-1141

**問い合わせ****経済部 商工労政課 商業振興係****TEL** 0244-24-5264



## 浪江町からのお知らせ

【逃げ遅れゼロへ！】避難などの防災情報の伝え方が変わります

5月23日HP更新

### 警戒レベル「4」で全員避難、警戒レベル「3」で高齢者等避難

これまで、災害の発生、また発生の恐れがある場合、市町村から防災情報が出されていましたが、いつ避難すればいいのか分かりにくく、避難していれば助かるケースが多くありました。

そのため、令和元年の出水期（6月頃）から、「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されます。

#### 警戒レベルとは

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を5段階に整理したものです。

※ レベル5が災害発生、レベル1が早期注意情報と数字が大きくなるほど警戒が必要になります。

#### 避難はいつすればいいのか？

- ・ 警戒レベル4 …… 全員避難！（安全な場所へ避難）
- ・ 警戒レベル3 …… 高齢者等は避難！（高齢者等は避難）

問い合わせ

総務課 防災安全係

TEL 0240-34-0229

## 浪江町HP「町の話」から

### 交流・情報発信拠点施設 安全祈願祭・起工式

5月26日(日)、「交流・情報発信拠点施設」の安全祈願祭および起工式が行われました。

町民が集まる憩いの場であり、浪江町の魅力を発信する、町の復興の中心的な施設として整備を進めていきます。

フードコートや交流施設を主とした「地域振興施設」が令和2年7月、地酒や大堀相馬焼などの購入と体験ができる地場産品販売施設は令和3年1月のオープンを予定しています。





## 双葉町からのお知らせ

町長メッセージ（令和元年6月1日）

6月3日HP更新

初夏の季節になりました。5月には元号が平成から令和に変わり、新しい時代がスタートしました。

新たな気持ちで令和元年度末を目標とする先行解除及び令和4年春を目標とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向かって町民の皆さまの帰還環境整備に取り組む等、双葉町の復興を目指し、希望に満ちた新たな歴史を刻んでいくことを強く心に誓いました。

4月23日、令和元年度末を目標とするJR双葉駅周辺と避難指示解除準備区域（浜野、両竹地区）の先行解除と特定復興再生拠点区域内の立ち入り規制の緩和に向け、空間放射線量の低減状況等を検証する「双葉町放射線量等検証委員会」を設置しました。

放射線や除染などの専門的知識を兼ね備えた有識者の方々5人に委嘱状を交付し、第1回委員会では委員の方々に特定復興再生拠点区域内や避難指示解除準備区域内などを視察していただきました。

今後、特定復興再生拠点区域や避難指示解除準備区域の状況を重点的に検証していただき、夏頃に中間報告、秋口に最終報告を受け、報告内容や社会インフラの復旧状況などを踏まえながら町民の皆さまにも説明し、避難指示の解除に向けた検討を進めてまいります。

双葉町と同様に全町避難が続いていた隣町の大熊町では、4月10日に居住制限区域であった大川原地区と避難指示解除準備区域であった中屋敷地区の避難指示が解除されました。

4月14日には大熊町役場新庁舎の開庁式が行われ、5月7日から新庁舎での業務が開始されました。

双葉郡8町村でもそれぞれの状況が大きく異なっておりますが、他町村の事例を踏まえながら、安心して帰還できる環境の整備等、焦ることなく着実に取り組んでまいり所存です。

町内の防犯力、防災力の向上を目指して整備を進めていた防災ライブカメラが稼動しました。町内7カ所にライブカメラを設置し、昼間の映像に加えて夜間の映像も確認することができるように赤外線カメラも設置しています。

町公式ホームページやタブレット端末等で見るができますので、ご覧いただければ幸いです。

今後とも町内の不審者対策や犯罪の抑止などの防犯力の向上を図るとともに、災害発生時に現場の状況を速やかに把握できるよう防犯・防災対策の実施に向けて取り組んでまいります。

生活サポート補助金の令和元年度分の申請受付が始まりました。  
受給漏れのないように申請していただきますようお願いいたします。

間もなく梅雨の季節を迎えます。気温の変化が激しい時期でありますので、町民の皆さまにはくれぐれもお身体に気をつけてお過ごしくださいますようお願い申し上げます。

双葉町長 伊澤 史朗

## 令和元年度 双葉町甲状腺検査について

6月4日HP更新

双葉町では、震災当時39歳以下だった方（昭和46年3月10日以降に生まれた方）を対象に、甲状腺検査を実施しています。

甲状腺は、継続的に検査を行い、異常の早期発見や経過観察をすることが大切です。下記をご確認のうえ、受検されますようお知らせします。

まだ一度も検査を受けたことがない方は、ぜひ受検されますことをおすすめします。

|      |  |                  |
|------|--|------------------|
| 検査場所 | 全国の受託医療機関  | ひらた中央病院          |
| 予約   | 直接 医療機関に電話等で予約<br>・検査日、対象年齢等を確認してください。<br>・詳細は病院にお問い合わせください。 | 双葉町健康福祉課に電話をして予約 |
| 検査内容 | 超音波検査  | 超音波検査、血液検査等      |
| 検査期限 | 令和2年3月31日  |                  |
| 持ち物  | 保険証または被災証明書  |                  |

- 転出された方、震災後に生まれた方も検査を受けることができます。
- 震災当時18歳以下で、県民健康調査の甲状腺検査を未受診の方は、医大の検査も受検してください。
- 今年度、医大と町の検査を受ける場合、半年以上の期間をおいて受検してください。

## ひらた中央病院での検査を希望の方

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 双葉町民（年齢制限はありません）   |
| 検査内容 | 1.超音波検査<br>2.血液検査（小学生以上）<br>3.尿検査（18歳未満）<br>4.ホールボディカウンタによる内部被ばく検査                                       |
| 検査費用 | 無料   |
| 予約方法 | 健康福祉課（TEL:0246-84-5205）に電話で予約を取ってください。<br>ひらた中央病院で検査を受けたことのある方はその旨を伝えてください。<br>また、保険診療の方は病院に直接予約をお願いします。 |
| 予約日時 | （検査）月曜日 午後2時・3時・4時<br>（診察）検査から1カ月後以降の第2・第4木曜日 原則として、午前11時・午後2時   |

ひらた中央病院では、県内・県外の小中学生を対象に甲状腺集団検査を実施しています。そのため、上記日程の中でも、予約できる日時・人数が限られています。詳細は、健康福祉課へ問い合わせてください。

- 所在地 〒963-8202 福島県石川郡平田村上蓬田字大隅30
- アクセス
  - ・バス：郡山駅 1番バスのりば 蓬田方面 清水内で下車
  - ・自家用車：磐越道小野IC経由、あぶくま高原道路平田ICから約5分（所要時間は、郡山から約40分、いわき市から約1時間10分）

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

# 個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について

5月29日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2019年3月1日から2019年5月31日まで（原則3カ月単位）
- ご請求受付開始：6月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

---

## 大熊町の居住制限区域および避難指示解除準備区域の 避難指示解除後のご帰還にともなう 就労不能損害および一時立入にともなう移動費用の 賠償対象期間に係るお取扱いについて

5月29日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

2019年4月10日に、大熊町の居住制限区域および避難指示解除準備区域における避難指示が解除されたことから、ご帰還にともない就労環境に変化が生じることや、ご帰還の準備等のために元のお住まいへの立入が想定されること等をふまえ、避難指示解除後の賠償につきまして、以下のとおり、お取扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

次ページへ続きます 

## 1. 避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について

### (1) ご請求いただける方

当社事故発生時点のお住まいの区域が大熊町の居住制限区域または避難指示解除準備区域に該当し、避難指示解除から1年以内にご帰還\*された方のうち、以下のいずれかに該当される方

- ・ 帰還にともなう就労環境の変化によって就労が困難となり、当社事故発生前の収入から減収となった給与所得者または失業状態となった給与所得者で就労意思のある方
- ・ 当社事故発生時点で就職・復職を予定していた方で、帰還にともなう就労環境の変化によって就労が困難となり、当社事故発生前の収入から減収となった方または失業状態となった方で就労意思のある方

\* 当社事故発生時点における生活の本拠が大熊町の居住制限区域または避難指示解除準備区域にあった方が、2019年4月10日の避難指示解除後に、大熊町の居住制限区域または避難指示解除準備区域のいずれかに戻られ、生活の本拠とされること

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降にご帰還された方ににつきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

### (2) お支払いの対象となる損害

ご帰還にともなう就労環境の変化により生じた以下の損害

- ・ 就労できなくなり、収入がなくなってしまったことによる当社事故発生前の収入からの減収額
- ・ 収入が減少した場合の当社事故発生前の収入との差額
- ・ 当社事故発生時点で就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入がなくなってしまったことによる減収額
- ・ 帰還後に、通勤経路やお勤め場所の変更、転職等を余儀なくされたことによる当社事故発生前の通勤交通費からの増加額

### (3) 賠償対象期間

ご帰還後に損害が初めて発生した月から12カ月間

※ 2019年4月10日の避難指示解除から1年以内が賠償対象期間の開始月となります。

※ 実際に発生した損害を確認させていただいたうえで、原則3カ月単位でお支払いいたします。

### (4) お支払いする賠償金額

(給与等減収分)

当社事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額

(通勤交通費増加額)

帰還後の通勤交通費から当社事故発生前の通勤交通費を差し引いた金額

次ページへ続きます 

## (5) ご請求方法

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。ご請求の受付につきましては本年7月から開始し、実際に発生した損害を原則3カ月単位で確認させていただきます。

## (6) ご提出いただく証明書類

別紙1をご参照ください。

## 2. 一時立入にともなう移動費用の賠償対象期間について

当社事故発生時点における生活の本拠が大熊町の居住制限区域または避難指示解除準備区域にあった方につきましては、2018年4月以降も一時立入、検査受診等にともなう移動費用を賠償させていただいております。

「一時立入にともなう移動費用」につきましては、本来避難指示解除までを賠償対象期間とさせていただくところ、個人さまのご帰還等にかかる検討や準備の期間を考慮させていただき、以下のとおりのお取扱いといたします。

### <「一時立入にともなう移動費用」の賠償対象期間>

原則として、2019年4月10日の避難指示解除から1年間につきましては、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降に当該費用のご負担を余儀なくされた場合につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

また、「検査受診にともなう移動費用」および「その他の移動費用（例：同一世帯内での移動費用）」につきましては、引き続きご請求いただけます。

以上、ご不明な点等がございましたら、当社社員がしっかりとご説明させていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

次ページへ続きます 

**ご提出いただく証明書類について**  
**(避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について)**

|                     |  | 証明書類  |
|---------------------|--|---|
| ご請求いただける方           | 避難指示解除後1年以内に帰還したことを証明する書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の書類をお送りください。</li> <li>・大熊町の住民票の写し、および生活の本拠としていることが確認できる書類（公共料金の領収書等）</li> </ul>   |
| 平成23年3月11日時点のお勤め先情報 | 就労の事実を証明する書類および雇用形態を証明する書類   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○お勤め先ごとに、当社指定の就労状況証明書（※1）（※2）をお送りください。</li> </ul>  |
|                     | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     これまでにご提出いただいた書類は、再度お送りいただく必要はございません。                 </div> 失職されたことを証明する書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○当社事故により失職されたお勤め先がある方は、お勤め先ごとに、以下の書類のうちいずれか1つをお送りください。</li> <li>・雇用保険受給資格者証</li> <li>・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書</li> <li>・雇用保険被保険者離職票</li> <li>・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー（※3）</li> <li>・ねんきん定期便（※3）</li> <li>・給与支払報告書（個人別明細書）（※4）</li> </ul> <p style="font-size: small;">*上記書類から失職の事実が確認できない方は、当社指定の退職状況証明書（※1）をお送りください。</p> |
| 事故がなければ得られた収入       | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     これまでにご提出いただいた書類は、再度お送りいただく必要はございません。                 </div>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。</li> <li>・給与明細書（12ヶ月分）</li> <li>・課税証明書（平成23年度（平成22年度））（※5）</li> <li>・源泉徴収票（平成23年度（平成22年度））</li> </ul>  |
| 実際に得た収入             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。</li> <li>・給与明細書（※6）</li> <li>・当社指定の就労状況証明書（※1）</li> </ul> <p style="font-size: small;">*対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。</p>  |   |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○上記に加えて、以下のいずれか1つをお送りください。</li> <li>・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー（※6）</li> <li>・ねんきん定期便（※6）</li> </ul>  |   |
| 通勤交通費増加額            |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○お勤め先ごとに、通勤交通費不支給証明書（※1）（※6）をお送りください。</li> </ul> <p style="font-size: small;">*対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。</p>  |

- ※1 請求書類に同封されております「各種証明書類」より切り離して、お勤め先に記入をご依頼ください。
- ※2 お勤め先が「避難等対象区域」外の場合は、必ずお送りください。
- ※3 厚生年金に加入されていた方のみ、お送りいただけます。
- ※4 役員の方のみ、お送りいただけます。
- ※5 収入金額が記載されているものをお送りください。
- ※6 ご請求対象期間の情報を確認できる書類をお送りください。

## 6月の『ひばり』

| 日  | 月  | 火     | 水    | 木              | 金     | 土     |
|--|----|-------|------|----------------|-------|-------|
| ★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午<br>★茶話会&簡単な手芸教室<br>第1・3・5水曜日午前10時～午後2時<br>気軽に参加ください。 |    |       |      | 6              | 7     | 8     |
|  |    |       |      | ひばり休み<br>浜通り配布 |       | ひばり休み |
| 9  | 10 | 11    | 12   | 13             | 14    | 15    |
|  |    | ひばり休み | 版画教室 | ひばり休み<br>浜通り配布 |       | ひばり休み |
| 16   | 17 | 18    | 19   | 20             | 21    | 22    |
|  |    | ひばり休み | 茶話会  | ひばり休み<br>浜通り配布 | ひばり休み | ひばり休み |

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり  
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari\_sanjo\_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時  
月 午前10時～正午

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

| 市町村名 | 電話番号         | 以下の町は役場機能が移転しています。                 |
|------|--------------|------------------------------------|
| 南相馬市 | 0244-22-2111 | 双葉町:双葉町役場いわき事務所<br>(いわき市東田町2-19-4) |
| 浪江町  | 0240-34-2111 |                                    |
| 双葉町  | 0246-84-5200 |                                    |
| 郡山市  | 024-924-2491 |                                    |

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2019.6.5現在)

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 17  | 44 |
| 原町区    | 4   | 7  |
| 南相馬市 計 | 21  | 51 |
| 浪江町    | 3   | 11 |
| 双葉町    | 1   | 3  |
| 郡山市    | 4   | 9  |
| 合計     | 29  | 74 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511